

# 第58回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 次 第

日 時 令和3年2月18日（木）16：00～  
場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター  
災害対策本部会議室

## 1 開 会

## 2 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染者の状況等について
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策について
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について
- (4) その他

## 3 閉 会

(配布資料)

- 【資料1】 福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について
- 【資料2】 国内における最近の新規感染者発生状況について
- 【資料3】 新型コロナウイルス感染症対策について
- 【資料4】 福島県内における新型コロナウイルス感染症発生状況の分析（令和2年11月～令和3年1月）
- 【資料5】 基本的対処方針の主な変更内容について
- 【資料6】 令和2年度2月補正予算の概要

## 第58回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議名簿

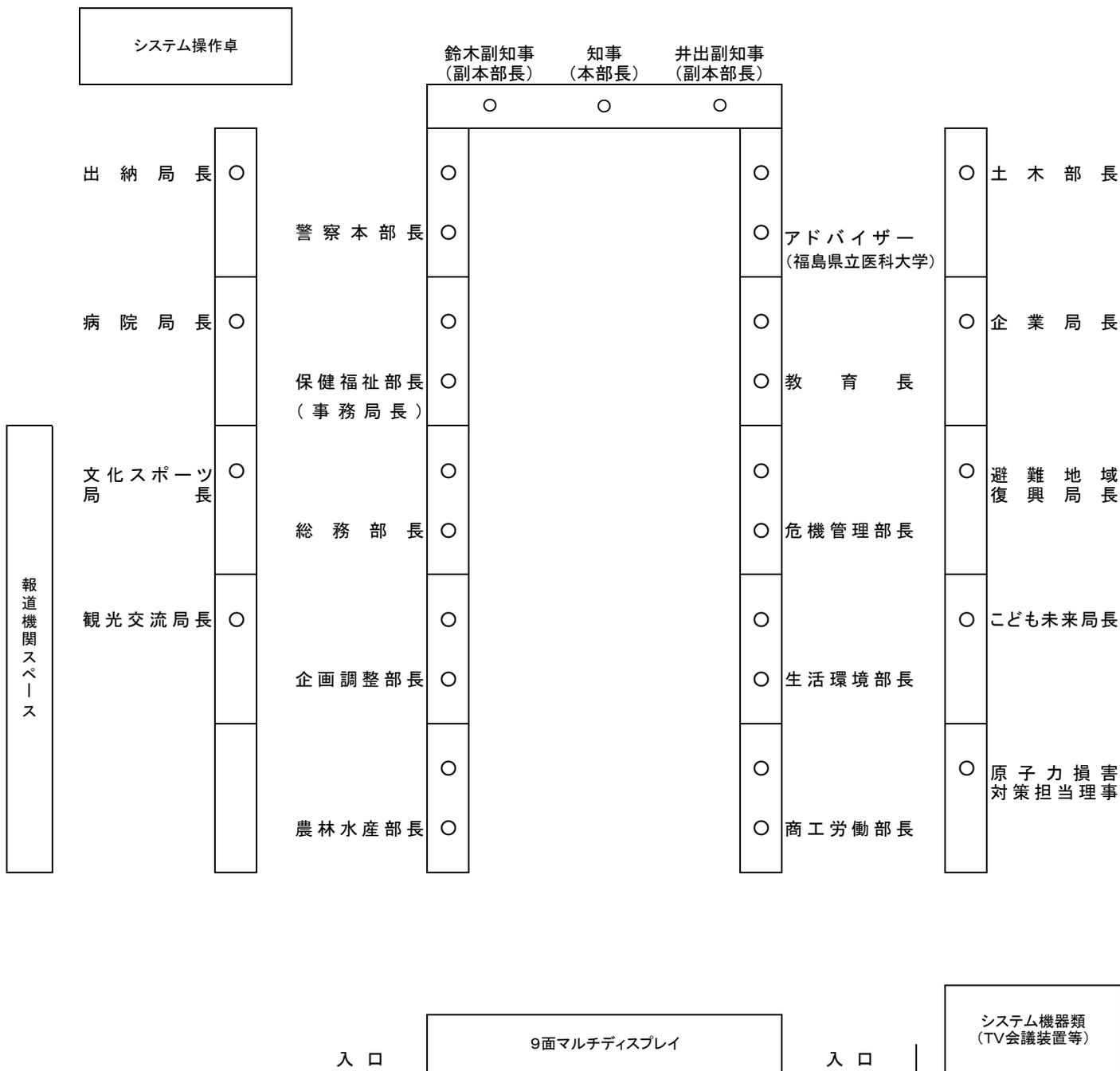
	所属名	職名	氏名	備考
1		知事	内堀雅雄	
2		副知事	鈴木正晃	
3		副知事	井出孝利	
4	総務部	部長	佐藤宏隆	
5	危機管理部	部長	大島幸一	
6	企画調整部	部長	橘清司	
7	避難地域復興局	局長	安齋浩記	
8	文化スポーツ局	局長	野地誠	
9	生活環境部	部長	渡辺仁	
10	保健福祉部	部長	戸田光昭	
11	こども未来局	局長	佐々木秀三	
12	商工労働部	部長	宮村安治	
13	観光交流局	局長	國分守	
14	農林水産部	部長	松崎浩司	
15	土木部	部長	猪股慶藏	
16	出納局	局長	阿部雅人	
17	原子力損害対策担当	理事	高荒由幾	
18	企業局	局長	安達和久	
19	病院局	局長	伊藤直樹	
20	教育委員会	教育長	鈴木淳一	
21	警察本部	本部長	和田薫	
○	福島県感染症対策アドバイザー	県立医科大学教授	金光敬二	

### 【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	新型コロナウイルス感染症対策本部	事務局次長	三浦爾	
2	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括担当次長	中島博	
3	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括班長	境野浩義	
4	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括班長(兼) 医療対策班長	金成由美子	
5	新型コロナウイルス感染症対策本部	医療対策班長	熊谷光彦	

# 第58回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表

【危機管理センター災害対策本部会議室】



## 福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について

令和3年2月17日現在

## 【感染者の状況】

## ○陽性者数と内訳

陽性者数 1,861人  
 (うち死亡者数 66人)

## (性別)

男性 949人  
 女性 912人

## (年代別)

10歳未満 59人  
 10代 172人  
 20代 338人  
 30代 222人  
 40代 239人  
 50代 265人  
 60代 226人  
 70代 136人  
 80代 130人  
 90歳以上 74人

## ○入退院の状況

入院者数(入院予定を含む) 110人  
 (うち重症者数 6人)  
 宿泊療養施設入所者数 6人  
 自宅療養者数 0人  
 退院・退所者等数(死亡者含む) 1,745人

## 【病床等の確保状況】

確保病床数 469床  
 (うち重症者用病床数 49床)  
 病床利用率 23.5%  
 (即応病床 391床 利用率 28.1%)  
 宿泊療養確保室数 220室

## 【検査の状況】

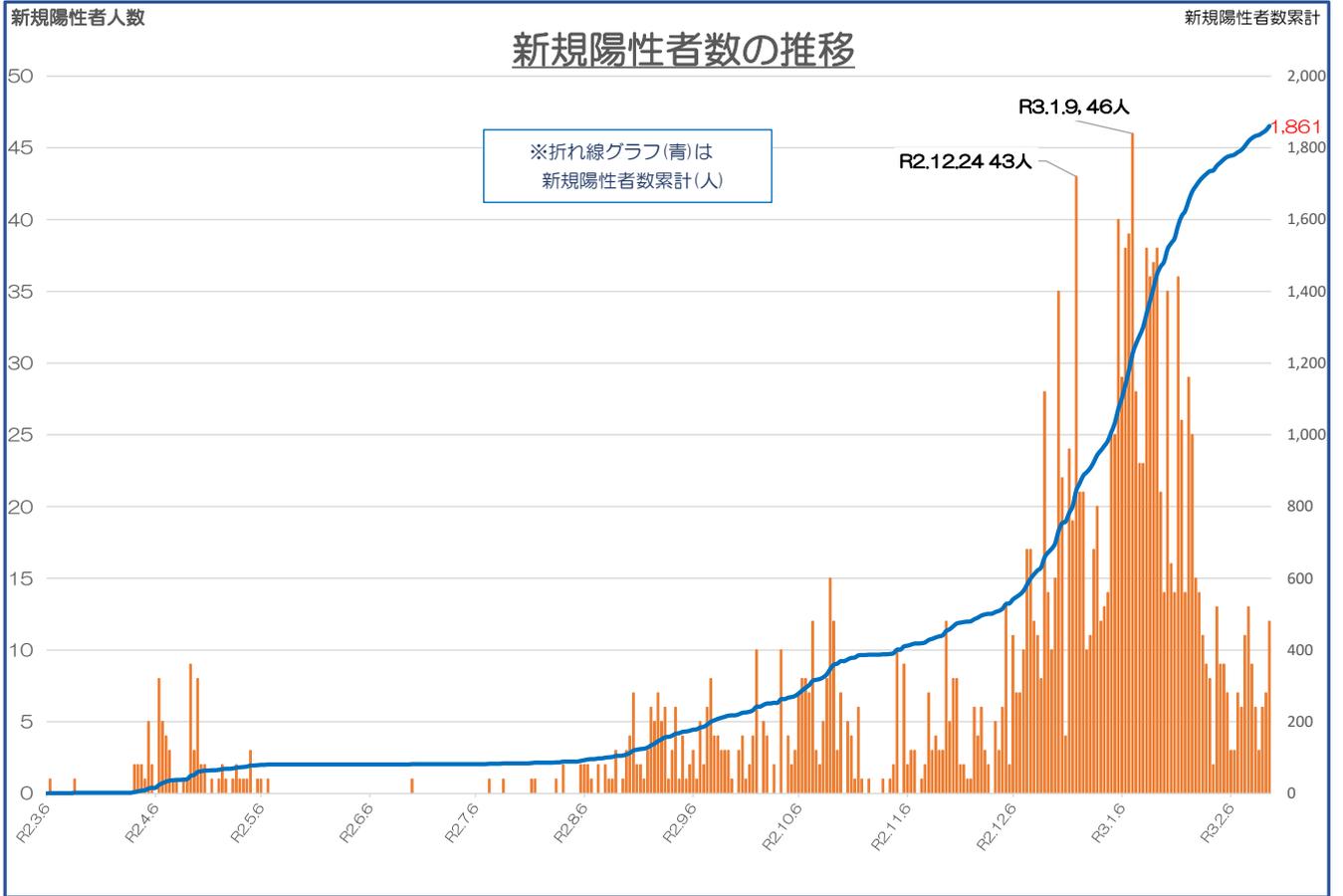
R2/1/26～R3/2/17累計 102,533件  
 ※退院のための検査、チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等を除く

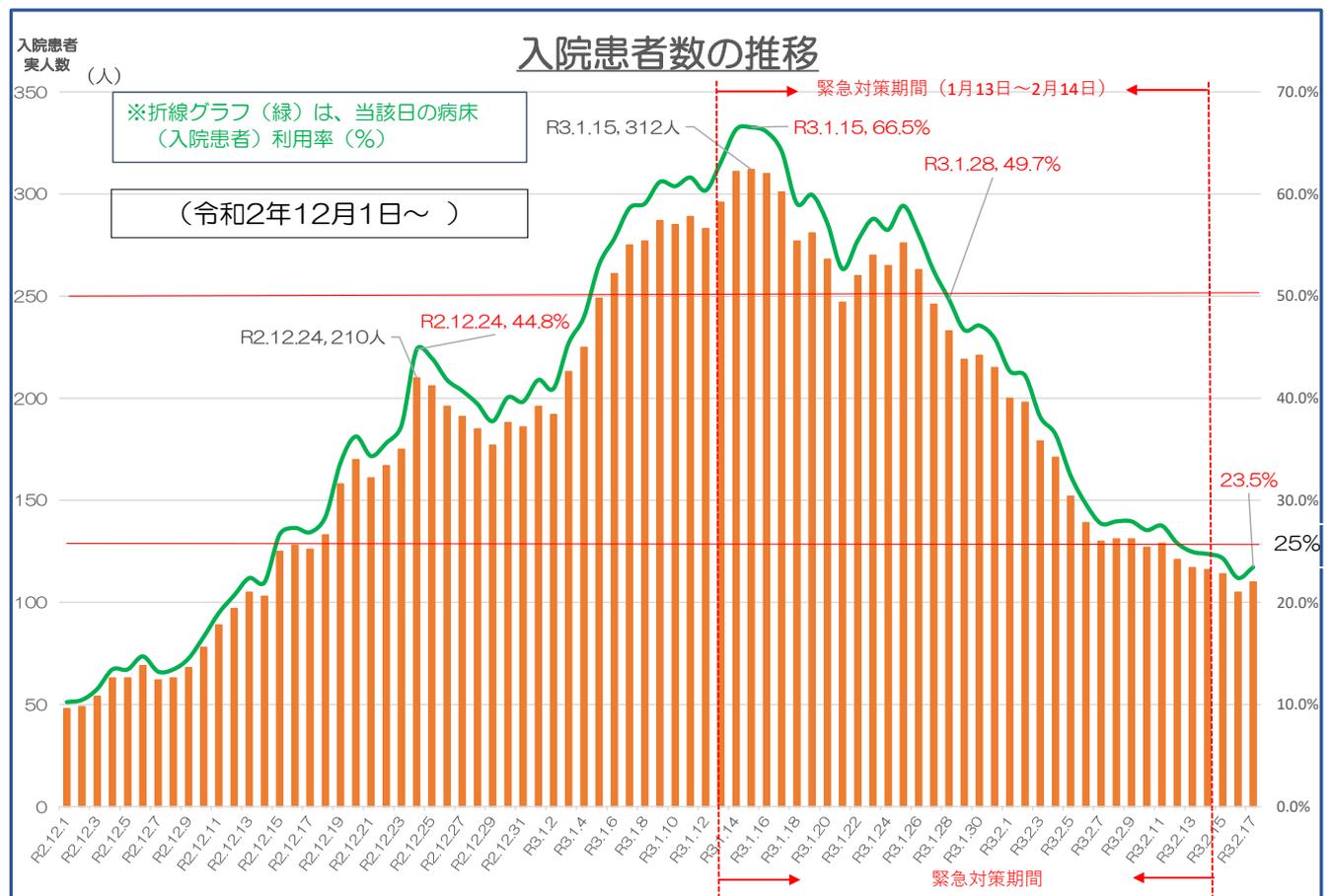
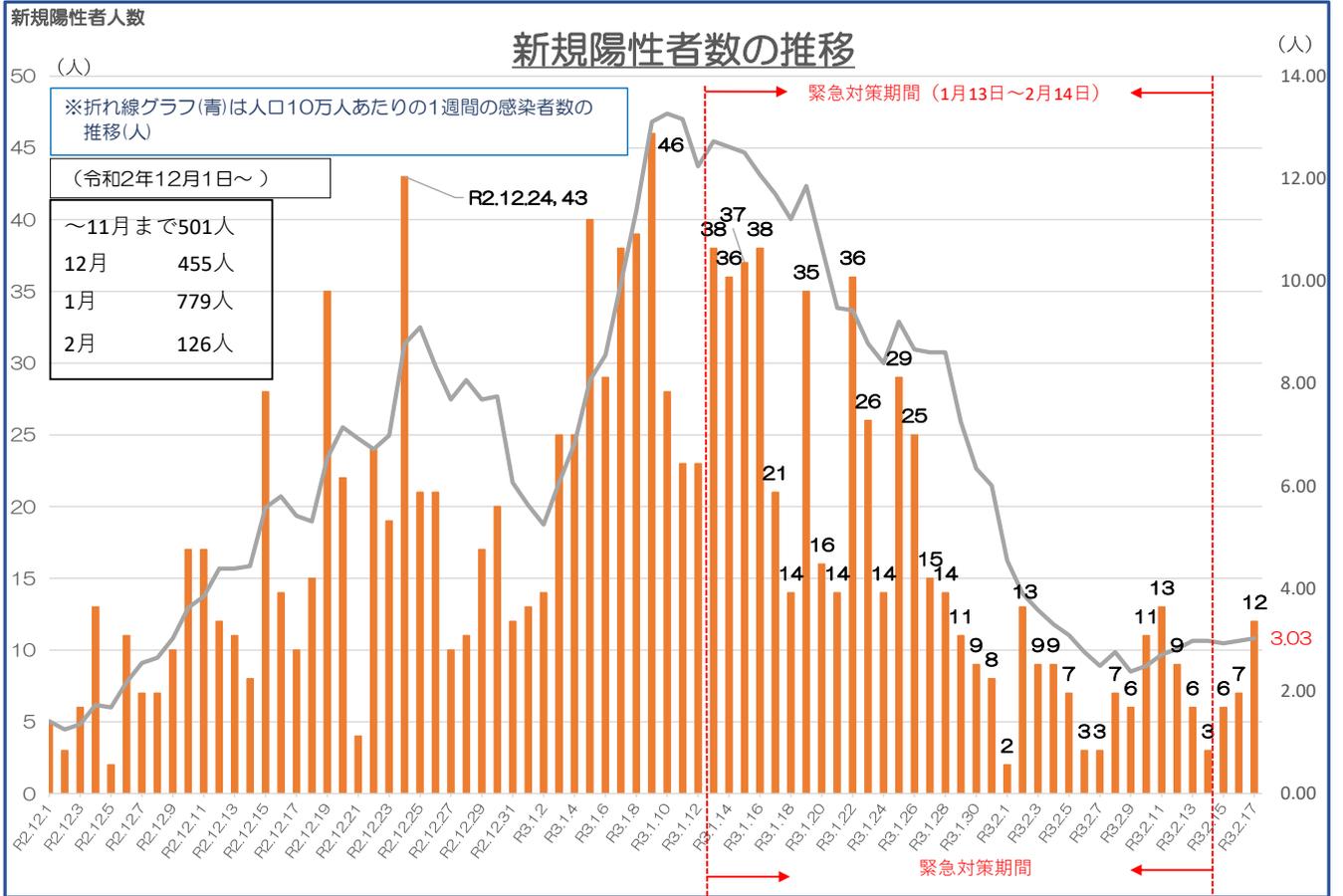
## (参考)

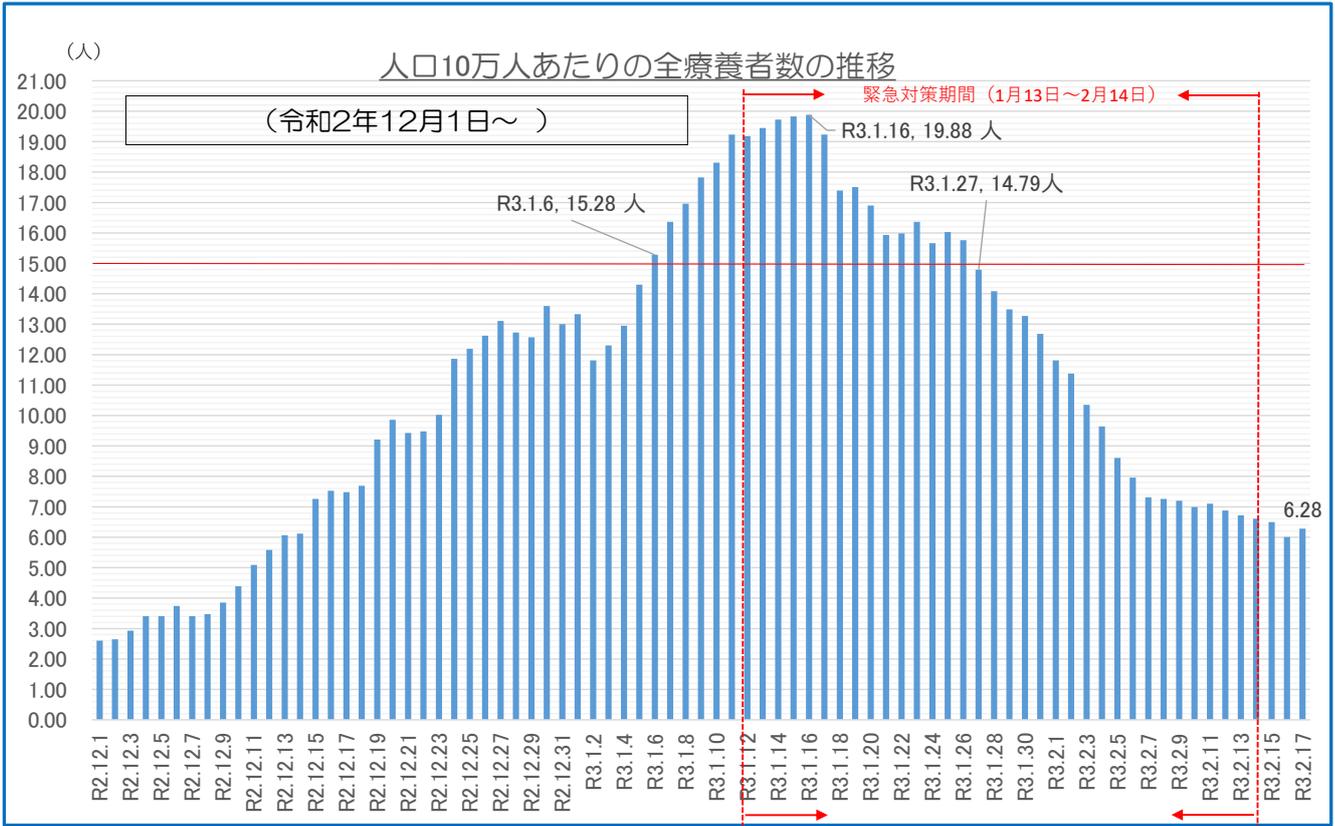
国内の陽性者数 416,665人

※令和3年2月17日0時時点(厚生労働省情報)

※空港検疫、チャーター便帰国者、クルーズ船乗員・乗客を除く







# 参考指標

※カッコ内は福島県の数値

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染の状況		
	病床のひっ迫具合 ※		療養者数	PCR陽性率	新規報告数	直近1週間と先週1週間の比較	感染経路不明割合
	病床全体	うち重症者用病床					
ステージⅢ	現時点の確保病床数占有率 1/4 (25%) 以上 (118/469床以上)	①最大確保病床の占有率 1/5 (20%) 以上 (10/50床以上) ②現時点の確保病床数占有率 1/4 (25%) 以上 (11/42床以上)	人口10万人あたりの全療養者数 15人以上 (入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数) (277人以上)	10%	15人/10万人/週以上 (277人以上)	直近1週間が先週1週間より多い	50%
ステージⅣ	現時点の確保病床数占有率 1/2 (50%) 以上 (235/469床以上)	①最大確保病床の占有率 1/2 (50%) 以上 (25/50床以上)	人口10万人あたりの全療養者数 25人以上 (462人以上)	10%	25人/10万人/週以上 (462人以上)	直近1週間が先週1週間より多い	50%
本県の現状  (2月17日現在)	※1  23.5% 〔 110床 〕	※1 ① 12.0% ② 12.2% 〔 6床 〕	※2  6.28人 〔 116人 〕	※3 ※4  0.8% 〔 $\frac{56件}{7,218件}$ 〕	※2 ※3  3.03人 〔 56人 〕	※3  + 10名 〔 直近 56人 先週 46人 〕	※3 ※5  8.9% 〔 $\frac{5人}{56人}$ 〕

注 ※ 「病床のひっ迫具合」の「病床全体」については、本県においては既に病床確保計画上の感染ピーク時病床数（350床）を上回る469床を確保しているため、「最大確保病床の占有率」ではなく、「現時点の確保病床数占有率」を指標として設定。  
また、「うち重症者用病床」については、現時点では、病床確保計画上の感染ピーク時病床数（50床）の確保に至っていないため、「最大確保病床の占有率」と「現時点の確保病床数占有率」の両方を指標として設定。

- ※1 本県の現状病床数には入院予定を含む。
- ※2 人口については、国推計人口「都道府県、男女別人口及び人口性比—総人口、日本人人口(2019年10月1日現在)」により算定（1,846千人）。
- ※3 直近1週間の累計により算定。
- ※4 PCR陽性率のうち、陽性者には抗原検査による判明者を含む。
- ※5 感染経路不明割合のうち、経路不明には調査中（県外感染疑いを含む）を含む。

【相談対応の状況】（令和3年2月17日現在）

○新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）相談件数

令和2年	1/29～2/29	568
	3/1～3/31	814
	4/1～4/30	5,057
	5/1～5/31	1,909
	6/1～6/30	600
	7/1～7/31	854
	8/1～8/31	1,187
	9/1～9/30	821
	10/1～10/31	776
	11/1～11/30	652
	12/1～12/31	1,629
	令和3年	1/1～1/31
2/1～2/17		356
計		16,637

（単位：件）

（参考）保健所の対応件数

令和2年	1/29～2/29	1,749
	3/1～3/31	2,953
	4/1～4/30	11,959
	5/1～5/31	2,968
	6/1～6/30	1,325
	7/1～7/31	1,865
	8/1～8/31	2,475
	9/1～9/30	2,081
	10/1～10/31	2,176
	11/1～11/30	1,325
	12/1～12/31	2,979
	令和3年	1/1～1/31
2/1～2/17		710
計		36,963

（単位：件）

○受診・相談センター（県内9か所）相談件数

令和2年	1/29～2/29	343
	3/1～3/31	1,712
	4/1～4/30	10,987
	5/1～5/31	6,949
	6/1～6/30	5,083
	7/1～7/31	4,727
	8/1～8/31	6,920
	9/1～9/30	5,434
	10/1～10/31	6,566
	11/1～11/30	6,513
	12/1～12/31	7,635
	令和3年	1/1～1/31
2/1～2/17		2,610
計		73,795

（単位：件）

○時短要請コールセンター相談件数

令和3年	1/13～1/15	1,018
	1/18～1/22	468
	1/25～1/29	263
	2/1～2/5	497
計		2,246

（単位：件）

○本県版一時金に係るコールセンター相談件数

令和3年	2/8	236
	2/9	121
	2/10	69
	2/12	84
	2/15	95
計		605

※10月までは帰国者・接触者相談センター

R3.2.18

## 国内における最近の新規感染者発生状況について

都道府県別新規感染者数（上位5都道府県）

（単位：人）

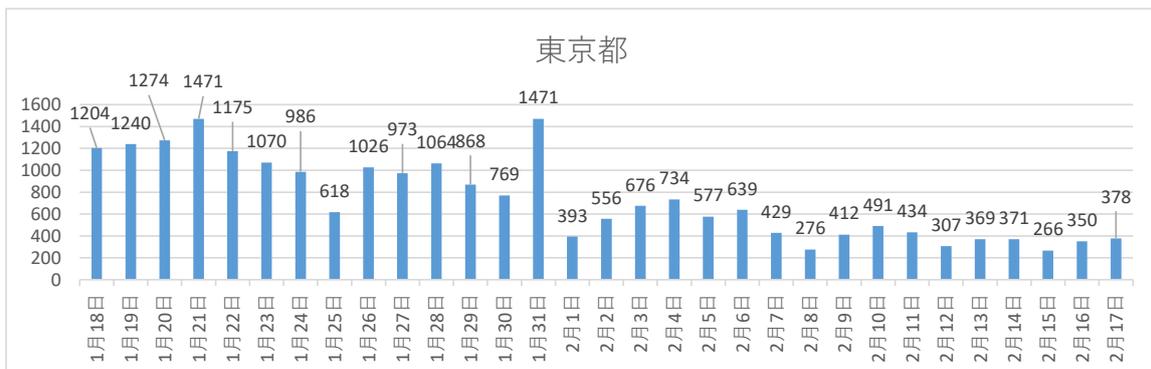
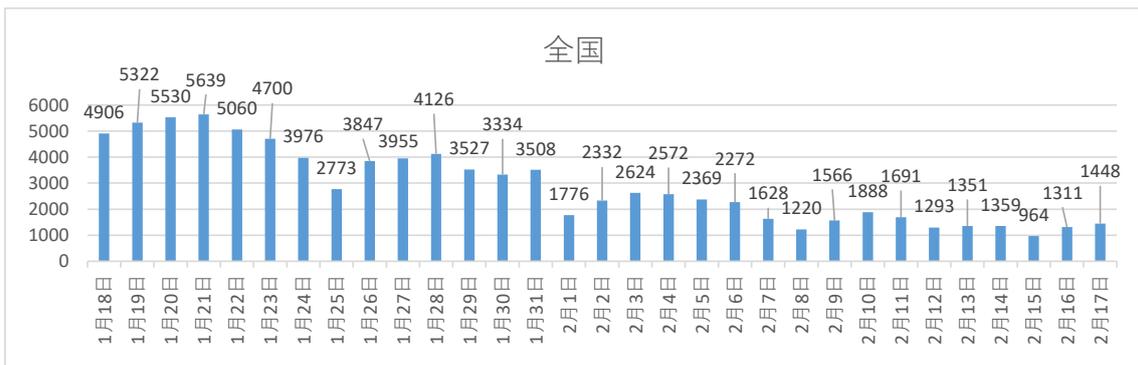
順位	都道府県名	2/11～2/17の 新規感染者数 (直近1週間)	左記10万人当たり 新規感染者数	(参考) 1/18～2/17までの 新規感染者数
1	東京都	2,475	17.78	39,714
2	埼玉県	928	12.63	10,918
3	神奈川県	864	9.39	18,932
4	千葉県	861	13.76	11,265
5	大阪府	770	8.74	13,583
22	福島県	56	3.03	751
	全国計	9,417		152,108

※国緊急事態宣言の発出（期間）

1/8～3/7：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

1/14～3/7：岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

1/14～2/7：栃木県



## 新型コロナウイルス感染症対策について

## 1 基本方針に基づく対応状況（継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要）

※ 太枠：前回の本部員会議以降に実施した取組

## (1) 情報提供・共有

1		・新聞の県政広報及びテレビ・ラジオによる県政番組やスポットCM、県公式ツイッターなどにより、マスク着用や手洗いなどの感染予防対策や県主催イベントの開催中止、「新しい生活様式」に関する広報等について発信	対策本部、総務部
2		・県ホームページのトップページからのリンクに知事メッセージ及びコロナウイルス関連情報を掲載	対策本部、総務部
3		・県内の検査結果状況等をホームページ上で毎日更新	対策本部、総務部
4		・県内の感染発生の概要等についてホームページに記載	対策本部、総務部
5		・陽性患者発生時等における臨時会見動画の配信、手話付き動画の作成配信	総務部
6	R2/4/22～	・都道府県をまたぐ移動の自粛を促すため、県内80箇所の道路情報板に「不要不急の外出は自粛ください」を表示。また、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる医療関係物資や食料品等の物流を支える長距離ドライバー等へ「物流を支える皆様ありがとう」の感謝のメッセージを交互に表示 ・道路情報板表示内容・期間 「外出時は感染防止策の徹底を」 (R2/6/1～R3/1/12) 「不要不急の外出は自粛下さい」 (R3/1/13～R3/2/14)	土木部
7	R2/6/1～	・人が集まり混雑が見込まれる海岸に設置していた「立ち入り自粛」の看板を「3つの密を避けましょう」の看板へ変更	土木部
8	R2/6/19～	・ピクトグラムにより「新しい生活様式」の実践例を示したポスター・チラシを作成・配布するとともに、事業者等が実践ポスターを簡単に作成できる特設サイトを開設	対策本部、総務部
9	R2/7/20～	・県のホームページに、各都道府県の感染症の発生状況が参照できるページを開設	対策本部、総務部
10	R2/9/3	・新型コロナウイルス感染症拡大防止啓発動画「THE NEW NORMAL FUKUSHIMA～福島 己を知る～」の完成発表	観光交流局
11	R2/9/30～	・『新しい生活様式』福島県周知ポスター・チラシの無料配布を開始	対策本部、総務部
12	R2/10/24～	・インフルエンザ流行に備えた新しい受付・相談体制について、県政広報媒体（新聞2紙、民放TV4局、県広報誌）を活用し広報を開始	対策本部、総務部
13	R2/10/26～	・インフルエンザ流行に備えた新しい受付・相談体制について、市町村広報誌による広報を依頼	対策本部
14	R2/11/6～	・新型コロナウイルス感染症に関する検査体制や相談窓口等の情報を掲載した外国人住民向けの専用ページを開設	対策本部、総務部
15	R2/12/1～	・やさしい日本語や英語による「新しい生活様式」や上記の電話相談窓口を記載したカードを作成し、外国人を雇用する企業や留学生が在籍する学校、外国人コミュニティなどに配布。	生活環境部
16	R2/12/15～	・新聞、テレビ、ラジオ等を活用し、新しい生活様式や医療提供体制に関する広報を実施(第2期：1月中旬まで実施)	対策本部、総務部
17	R3/1/23～	・福島県新型コロナウイルス緊急対策に関する広報を実施し、あわせて緊急対策の周知ポスター等を配布	対策本部、総務部
18	R3/1/25	・新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック（第12版）を作成	対策本部

## (2) サーベイランス・情報収集

19		・感染症法に基づく患者発生状況の把握と積極的疫学調査の実施	対策本部、保健福祉部
----	--	-------------------------------	------------

※ 相談体制については、(4)の1) 相談体制に記載

※ 検査体制については、(4)の3) 検査体制に記載

(3) まん延防止

1) 感染拡大防止対策等

①全般的な取組			
20	R2/6/17	・ 接待を伴う飲食店等の関係団体が定めた感染拡大予防ガイドライン等を公表	対策本部、 危機管理部
21	R2/6/17～	・ 休業要請の対象とならない事業者についても一定要件のもと、「新しい生活様式」に対応するための取組を支援する給付金の受付を開始。	商工労働部
22	R2/7/16	・ 全国的又は大規模イベントの開催に伴う事前相談の受付を開始	対策本部
23	R2/9/11	・ 「福島県飲食業等における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に基づく感染防止対策が実施されている飲食店等に対してステッカーを配布することで、県民に対する正しい情報提供を図り、飲食店等の自主的な感染防止対策の実施を推進する。	保健福祉部
24	R2/10/23	・ 県外旅行ツアーでの感染事案発生を受け、県内旅行者及び宿泊事業者に対し、「感染防止対策の徹底について（依頼）」を発出し、観光庁事務連絡の周知と併せ、感染防止対策の徹底を働きかけた。	観光交流局
25	R2/11/19	・ 県有施設における大規模イベント等の取扱いを公表	対策本部、  機管理部
26	R2/11/20	・ 市町村観光主管課、福島県観光物産交流協会、県内旅行者、福島県旅行業協会に対し、「GoToトラベルにおける感染防止対策の強化について（通知）」を発出し、本県における取扱いについて周知及び周知依頼を実施した。（内容：バス車内での飲食禁止、飲食について現時点で人数制限なし）	観光交流局
27	R2/12/9	・ 庁内各部署、各市町村等に対し、「飲食店などにおける業種別ガイドラインの周知及び遵守の徹底について（通知）」を発出し、関係団体に対して業種別ガイドラインの改正内容の確認と遵守の徹底について周知依頼を実施	対策本部
28	R2/12/11	・ 新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大や福島市内の飲食店のクラスター発生を踏まえ、県が実施している「飲食店応援前払利用券」の参加店舗に対して、商工会連合会等を通じて感染拡大防止対策の徹底を改めて通知した。	商工労働部
29	R2/12/14～	・ 感染防止対策取組ステッカーの配布施設に対する現地調査を先行して福島市内で実施。	保健福祉部
30	R2/12/15	・ 庁内各部署、各市町村等に対し、「年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について（通知）」を発出し、職員への注意喚起及び関係機関への周知、広報を依頼した。	対策本部
31	R2/12/25	・ 福島市における年末年始の感染拡大防止に向けた協力要請 ①事業者への営業時間短縮の要請 ②市民への不要不急の外出等の協力要請	対策本部、  機管理部
32	R2/12/25	・ 県の要請に応じ、12月28日～1月11日まで夜間の営業時間を短縮した福島市内の飲食店等に対して協力金を交付することとし、交付対象や交付要件を発表	商工労働部
33	R3/1/12	・ 感染拡大防止、医療提供体制の負荷軽減に向けた協力要請 ①事業者への営業時間短縮の要請 ②県民への不要不急の外出自粛の要請 ③県民への緊急事態宣言地域を始めとする感染拡大地域との不要不急の往来自粛の要請	対策本部、  機管理部
34	R3/1/12	・ 12月28日～1月11日まで夜間の営業時間を短縮した福島市内の飲食店等に対する協力金の申請受付開始（令和3年2月5日まで）	商工労働部
35	R3/1/12	・ 県の要請に応じ、1月13日～2月7日まで夜間の営業時間を短縮した県内の飲食店等に対して協力金を交付することとし、交付対象や交付要件を発表	商工労働部

36	R3/1/13～	<ul style="list-style-type: none"> <li>県営都市公園において、午後九時まで利用可能な屋内有料施設については、午後八時までの利用に制限した。利用制限した主な施設は以下のとおり。 〔あづま総合運動公園〕</li> <li>あづま総合体育館 室内プール、体育室等</li> <li>とうほう・みんなのスタジアム トレーニング室、室内走路</li> </ul>	土木部
37	R3/1/13～ R3/2/14	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立学校において感染リスクの高い学習活動（部活動を含む）や宿泊を伴う学校行事等の停止などを実施するとともに、市町村立学校に対し同様の対応を依頼</li> </ul>	教育庁
38	R3/2/8	<ul style="list-style-type: none"> <li>1月13日～2月7日まで夜間の営業時間を短縮した県内の飲食店等に対する協力金の申請受付開始（令和3年3月10日まで）</li> </ul>	商工労働部
39	R3/2/12	<ul style="list-style-type: none"> <li>福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定</li> </ul>	対策本部、圏機管理部
40	R3/2/15～	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者施設・障がい者（児）施設において、感染防止対策の再確認とチェックリストに基づく自主点検を依頼し、保健師等の訪問による助言指導を実施。</li> </ul>	保健福祉部
41		<ul style="list-style-type: none"> <li>福島市、郡山市、いわき市及び会津若松市の繁華街の飲食店を対象としたガイドラインの実施状況の確認を2月下旬から行う予定。</li> </ul>	保健福祉部
42	R3/2/15～ R3/2/21	<ul style="list-style-type: none"> <li>「福島県新型コロナウイルス緊急対策期間」終了に伴い2月15日から感染リスクの高い学習活動（部活動を含む）を徐々に実施、2月22日以降は宿泊を伴う学校行事等を再開</li> </ul>	教育庁
43	②医療機関等へのマスク・消毒液等の配付（令和3年2月15日現在）		対策本部、保健福祉部、こども未来局
	<ul style="list-style-type: none"> <li>i) 医療機関に対する主な医療資材の配付状況</li> <li>マスク 累計 4,747,000枚</li> <li>フェイスシールド 累計 631,000枚</li> <li>医療用ガウン 累計 1,777,000枚</li> <li>ii) 福祉施設に対するマスク・消毒液の配付状況</li> <li>保護施設 (マスク) 累計 50,500枚 (消毒液) 累計 129リットル</li> <li>高齢者施設等 (マスク) 累計 1,108,722枚 (消毒液) 累計 5,555リットル</li> <li>障がい者支援施設 (マスク) 累計 364,850枚 (消毒液) 累計 6,608リットル</li> <li>こども園・保育所等 (マスク) 累計 120,700枚 (消毒液) 累計 4,218リットル</li> <li>児童養護施設等 (マスク) 累計 508,100枚 (消毒液) 累計 5,959リットル</li> </ul>		

#### (4) 医療等

##### 1) 相談体制

44	R2/2/18	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスに関する心のケアについての、精神保健福祉センターにて相談を受ける体制を整備</li> </ul>	対策本部、保健福祉部
45	R2/3/27	<ul style="list-style-type: none"> <li>コールセンター等による電話相談に加え、相談窓口の充実を図るため、LINEを活用したサポートを開始</li> </ul>	対策本部、保健福祉部
46		<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人住民が帰国者接触者相談センター等に相談する際、3者同時通話（電話）による通訳支援を実施（英語中国語タガログ語ポルトガル語韓国語ベトナム語に対応）</li> </ul>	対策本部、保健福祉部
47	R2/5/25	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）等の回線数を増設。</li> <li>相談専用ダイヤル（コールセンター）：5回線</li> <li>帰国者・接触者相談センター：15回線 ※21:00～8:30は4回線</li> </ul>	対策本部、保健福祉部
48	R2/11/1～	<ul style="list-style-type: none"> <li>「帰国者・接触者相談センター」を、インフルエンザ流行に備えた体制整備のため、「受診・相談センター」に名称変更</li> </ul>	対策本部、保健福祉部

49	R2/12/1~	・外国人住民からの相談等に応じる相談支援員として保健師を配置。企業や学校、外国人コミュニティを訪問し、新型コロナウイルス感染症についての情報提供や「新しい生活様式」の啓発等を行うほか、新型コロナウイルス感染症の不安解消や生活面での助言を行う。	生活環境部
50	R2/12/1~	・19言語対応の外国人住民向け電話相談窓口を設置し、受診・相談センターへの電話、通訳支援を行うほか、相談支援員（保健師）が相談対応や助言を実施。（24時間対応 保健師の助言等は平日9：00～17：00）	生活環境部
51	R3/1/18~	・19言語対応の外国人住民向け電話相談窓口をLINE通話でも活用できるように拡充・整備。	生活環境部

## 2) 外来医療提供体制

52	R2/11/17~	・県内の帰国者・接触者外来の設置数45	対策本部
53	R2/12/25	・年末年始（12月30日～1月3日）に発熱患者等に対応する医療機関への支援として協力金を支給することを発表	対策本部
54	R2/12/25	・12月30日以降、宿泊療養施設入所時に診療等を行う医療機関への支援として協力金を支給することを発表	対策本部
55	R3/1/13~	・県内の地域外来の設置数23（うち県委託17）	対策本部
56	R3/2/17~	・発熱患者等の診療または検査を行う「診療・検査医療機関」として、459機関を指定	対策本部

## 3) 検査体制

57	R2/9/1~	・妊婦に対するPCR検査への助成開始	こども未来局
58	R3/2/3~	・県内の一日あたりの検査可能数2,842検体 （行政検査可能検体数：1,422、保険診療検査可能検体数：1,420）	対策本部、 保健福祉部
59	R3/2/17~	・新型コロナウイルス感染症の検査を実施する一般の診療所等と県等が、県医師会を代理人として9月8日に締結した、保険診療の患者負担金に係る集合契約施設、及びこれまでに個別に契約した医療機関が529となった	保健福祉部

## 4) 病床等確保と入院患者受入体制

60	R2/4/1~	・県立医大医師を患者搬送コーディネーターに委嘱。新型コロナウイルス感染者の病院への移送、受入について、対策本部と協力して調整を実施	対策本部、 保健福祉部
61	R2/4/7~	・対策本部内にDMAT班を設け、新型コロナウイルス感染者受け入れ施設の調整や受け入れ施設における医療従事者向けの対応マニュアル作成などを実施	対策本部、 保健福祉部
62	R2/5/26	・医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、 保健福祉部
63	R2/8/27	・病床確保計画に基づく病床等を確保 入院患者：最大病床数469床（計画上350床） 宿泊療養者：最大室数160室（計画上160室）	対策本部、 保健福祉部
64	R3/1/27	・軽症者等宿泊療養施設として、郡山市内のホテル（60室）を選定し、運用を開始 ※既存の東横INNいわき駅前（100室）及び東横INN福島駅西口（60室）と合わせて220室	対策本部、 保健福祉部

## 5) 患者受入・移送体制

65	R2/6/11	・新型コロナウイルス感染患者の移送に関して、今後の感染拡大を想定し、全県統一して広域的・安定的な移送体制を確保するため、県内の全9保健所と全12消防機関とが包括的な協定を締結	対策本部、 保健福祉部
----	---------	---	----------------

## 6) 医療人材の確保

66	R2/5/26	・[再掲] 医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、 保健福祉部
----	---------	--	----------------

## 7) 診療情報の共有

67	R2/4/30	・「キビタンケアネット」による新型コロナウイルス感染患者の入退院状況等の共有を開始	対策本部、 保健福祉部
----	---------	---	----------------

68	R2/5/14	・「キビタン健康ネット」による新型コロナウイルス感染患者の診療情報共有（特例包括対応）の運用を開始	対策本部、 保健福祉部
8) その他			
69	R2/7/28～	・医療機関や高齢者施設、障がい者施設等で働く職員へ支給する慰労金などについて、申請受付を開始	保健福祉部
(5) 経済・産業・雇用対策			
①企業への経営支援等			
70	R2/3/5	・県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化	商工労働部
71		・新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に売上げが落ち込んでいる飲食店の事業継続を支援する飲食店応援前払利用券発行支援事業を実施	商工労働部
72	R2/7/9～	・活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス対応）を実施（新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな店舗が必要になったり、新しい生活様式に対応するための店舗拡大などに商店街の空き店舗を活用した場合にその取組に係る賃借料の一部を補助）	商工労働部
73	R2/8/3～	・国・県・市町村等による新型コロナウイルス関連の公的融資制度を受けた県内中小企業がハイテクプラザの機器を使用する場合又はハイテクプラザに試験を依頼する場合にその使用料又は手数料を全額免除する措置を実施（R3.3/31まで）	商工労働部
74	R2/12/1～	・県全域での消費拡大策として、「コロナに負けるな！オールふくしま買って応援キャンペーン」第2期を開始（応募期間をR3/2/22まで延長）	商工労働部
75	R2/12/16～	・GoToトラベルの全国一斉一時停止、全国的な感染の拡大等を踏まえ、「県民割」について、本県を除いた東北5県、及び新潟県からの予約受付を一時停止（R2/12/16から当面の期間）。	観光交流局
76	R2/12/21～	・県内中小企業がサプライチェーンの毀損等により、生産拠点を県内に確保したり、部品を自社製品に切り替え等する場合の設備導入経費を支援する「新型コロナウイルス対策サプライチェーン強化支援事業」の第2次募集を開始。（令和3年2月1日まで）	商工労働部
77	R3/1/12～ R3/2/14	・県民割新規利用申込の一時停止（1/12～2/14） ※期間中は2/8以降を宿泊日とする新規申込も停止。既存申込は有効。	観光交流局
78	R3/2/1～	・県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」の融資限度額を4,000万円から6,000万円に引き上げ。	商工労働部
79	R3/2/15～	・県民割新規利用申込受付の再開 ※1：旅行会社・宿泊施設の感染防止対策確認後順次 ※2：移動の促進とならないよう泊数を段階的に配分	観光交流局
②世帯への貸付制度等			
80	R2/3/25	・新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に、生活福祉資金貸付制度の福祉資金（緊急小口資金）及び総合支援資金（生活支援費）について特例貸付の受付を開始	保健福祉部
81	R2/4/20～	・生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、支給対象を拡充し、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大	保健福祉部
③相談体制			
82	R2/1/29	・商工団体などの関係機関が開設した相談窓口における事業者の経営相談に連携協力。（県内各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会が窓口を設置。）	商工労働部
83	常設	・福島県中小企業労働相談所（雇用労政課内）にて、雇用関係の各種相談に対応	商工労働部
84	R2/3/3	・県との災害対策協定に基づき、社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設	商工労働部
85	R2/2/14～	・福島労働局が開設した特別労働相談室と連携	商工労働部

86	常設	・東京及び県内8カ所に設置する県就職相談窓口において、学生及び求職者の活動を支援	商工労働部
<b>④農林漁業者への対応等</b>			
87	R2/4/21	・新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野の県相談窓口を本庁及び出先機関に設置	農林水産部
88	R2/4/21	・「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報」を県ホームページで定期的に更新	農林水産部
89	R2/7/8～	・新型コロナウイルス感染症の影響により毀損した輸出商流の維持・確保、海外ニーズの変化等に対応するため、輸出を行う食品事業者等に対し、施設の整備や機器の導入等を支援	農林水産部
90	R2/7/8～	・新型コロナウイルス感染症拡大に起因する牛肉枝肉価格の大幅な下落により、経営危機に直面している県内の肥育農家に対し、経営体質強化等に必要経費の一部を緊急に支援	農林水産部
91	R2/10/7	・新型コロナウイルス感染症の影響により減収した農業者が令和3年の収入保険に新規加入する際の保険料及び福島県農業共済組合が令和2年度中に実施する加入促進に係る経費に対して補助金を交付する。	農林水産部

(6) その他重要な留意事項

1) 人権等への配慮

92	常設	・児童生徒に対するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等や「ふくしま24時間子どもSOS」や「ふくしま子どもLINE相談」等の相談窓口を活用	教育庁
93	R2/4/17～	・陽性患者やその関係者に加え、医療従事者などへの差別や偏見をしないよう呼びかけ	対策本部
94	R2/9/9	・新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等被害の電話相談窓口を設置	対策本部
95	R2/10/7	・インターネット、新聞、テレビ、ラジオ等各種メディアを活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う誹謗中傷を防止するための啓発事業を実施。	生活環境部

2) 緊急事態宣言後の取組み

96	R3/2/5	・[再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部、危機管理部
----	--------	------------------------------	------------

3) 社会機能の維持と県民生活・県民経済の安定

97	R3/2/5	・[再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部、危機管理部
----	--------	------------------------------	------------

## 2 各部署の取組

### (継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠：前回本部員会議以降に実施した取組

#### ◆ 総務部

- 年末年始における職員の感染拡大防止のため、職員がまとまった休暇を柔軟に取得できるよう、業務の見直しを求めたほか、帰省や旅行の際は時期を分散するなど人の密集を避けるよう各所属宛てに通知 (R2/11/5)
- 年末年始における職員の服務規律の保持に加え、新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言等に留意し、感染防止対策を徹底するよう各所属宛てに通達 (R2/11/30)
- 1都3県に緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染防止に向けたリスク対応として、以下の内容を各所属宛てに通知 (R3/1/8)
  - ・ 特定都道府県への往来自粛
  - ・ 在宅勤務等の積極的な活用
  - ・ 職員の健康管理の徹底とサービスの取扱い
  - ・ 職務外での感染防止

#### ◆ 企画調整部

- 「都道府県・指定都市と総務省とのホットライン」(都道府県・指定都市と総務省との間で情報共有を図る仕組み)に、県の現状・対策、具体的な課題、政府への要望事項を報告

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 福島県催事等企画・運営支援事業補助金の交付決定<ul style="list-style-type: none"><li>・ 対象：イベント企画・運営会社</li><li>交付決定件数：38事業者</li><li>交付決定額：126,272千円</li></ul></li><li>○ 福島県催事等支援事業補助金の交付決定<ul style="list-style-type: none"><li>・ 対象：市町村、広域的かつ公益的に活動する団体</li><li>交付決定件数 市町村：10市町村、団体：4団体</li><li>交付決定額 市町村：4,280千円、団体：2,565千円</li></ul></li></ul> |
|--|

#### ◆ 保健福祉部

- 高齢者等施設等で働く介護職員が感染し、出勤が困難となった際のサービス提供継続に資するため、「高齢者等施設等への応援職員派遣支援事業」を立ち上げ、県老人福祉施設協議会へ委託

#### ◆ 観光交流局

- 福島空港利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備(出発、到着とも対応可)
- 県アンテナショップ等で利用できるプレミアム付き商品券「ふ

## くしま県産品応援商品券」発行

### ◆ 農林水産部

- インバウンドの減少や外食需要の激減に伴い、高価格帯の農畜産物の価格が大きく下落していることから、オンラインストアを活用した生産者応援キャンペーンを実施（R2/5/15～）
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により消費が減退している県産花きについて、公共施設等における展示を契機とした利用定着、活用拡大の取組を支援する（R2/7/8～）
- 新型コロナウイルス感染症の影響により急激に消費減少し、販売価格が大幅に低迷している県産牛肉、県産地鶏、県産水産物について学校給食での消費拡大を図る（R2/7/8～）
- 新型コロナウイルス感染症収束後、訪日外国人が安心して利用できる環境を整えるため、飲食店が行う衛生管理の徹底・改善を図るための設備導入や店舗の改装等に対して補助金を交付（R2/7/27～）
- 新型コロナウイルスの影響による外出自粛に伴い、遊漁料収入が大幅に減少している内水面漁協の溪流魚放流に支援し、資源の維持と漁協経営の安定を図る。（R2/10月下旬～）

### ◆ 土木部

#### （1）県有施設関係

- 相馬港及び小名浜港において、緊急事態宣言解除に伴い、釣り施設の利用自粛及び緑地内の公園にある遊具の利用を禁止するための看板を「3つの密を避けましょう」の掲示に変更（R2/5/22～）

#### （2）その他

- 福島空港に就航する国内定期及びチャーター便の航空機使用者を対象に、令和2年度及び令和3年度分に係る空港使用料の全額減免を行うこととした。（令和2年9月議会福島空港条例改正）
- 県営住宅入居者のうち、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、転職、退職等により、収入が著しく減少した入居者又は現状の家賃が支払うことが困難であると認められる入居者の家賃を減免・徴収猶予
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、解雇等により住居から退去を余儀なくされた方に、県営住宅の空き住戸を一時提供  
使用期間：原則6ヶ月  
使用料：一時提供する住戸で定められた最低家賃の1/2の額
- 発注者支援業務等で県出先事務所に常駐している担当者のテレワーク活用を可能にし、関係団体に情報提供した。（R2/12/23）

### ◆ 出納局

- 物品購入（修繕）競争入札参加資格の申請方法について、申請書を持参する取扱のところをすべての事業者に対して郵送を可とし

た(R2/4/6～)

◆ **教育庁**

- 県立学校や県立図書館、美術館などの社会教育施設等における感染拡大防止の取組の徹底

◆ **企業局**

- 工業用水道施設における感染防止対策の取組徹底（消毒液の設置、来庁者のマスク着用の徹底、関係者以外の立入制限など）
- 工業用水道料金の支払いについて、支払いに支障が生じている使用者の申請に基づき、令和2年4月分から最長3カ月間猶予

◆ **病院局**

(1) 県立病院

- 感染が疑われる患者が来院した場合には、入り口や動線を区分し、他の患者等との接触を防止
- 職員や面会者を介した院内感染防止対策の強化
  - ・職員：勤務前に検温を実施（R2/3/6～）
  - ・面会者：入院患者への面会の禁止・制限（R2/3/9～）
- 院内感染対策委員会を随時開催し、最新情報に基づく適切な院内感染対策を実施
- 各病院におけるマスク等の在庫状況を病院局で定期的に確認し、不足する病院があれば、病院間で在庫を調整（R2/3/11～）
- 各県立病院における外来患者来院時の感染拡大防止策の見直しを実施（R2/4/17～）

(2) その他

- 実習生（看護実習、その他）の受け入れの延期（R2/4/9～）

◆ **議会事務局**

- 議員の登庁前検温等の体調チェックの実施、発熱・咳等の風邪症状がある場合の登庁自粛及び登庁時のマスク着用の徹底（R2/4/16～）

◆ **警察本部**

(1) 県民向け対策

- 警察施設における感染防止対策（消毒液の設置、ドアノブ等のアルコール除菌清掃、ビニールカーテン等仕切り導入等）
- 運転免許更新手続きの延長措置
- 繁華街におけるパトロールの強化
- 来庁時の感染防止、新型コロナウイルス感染症に便乗した関連犯罪被害防止の広報（県警ホームページ、新聞、テレビを通じた広報を実施）

(2) 勤務体制

- サテライトオフィスの運用（執務室の分散による感染拡大防止

対策)

- ◆ 総務部、教育庁、企業局、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、県警察、監査委員事務局
  - 在宅勤務、時差出勤、職員の体温測定等の実施

# 福島県内における新型コロナウイルス感染症 発生状況の分析

## 【 令和2年11月～令和3年1月 】

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

P 1

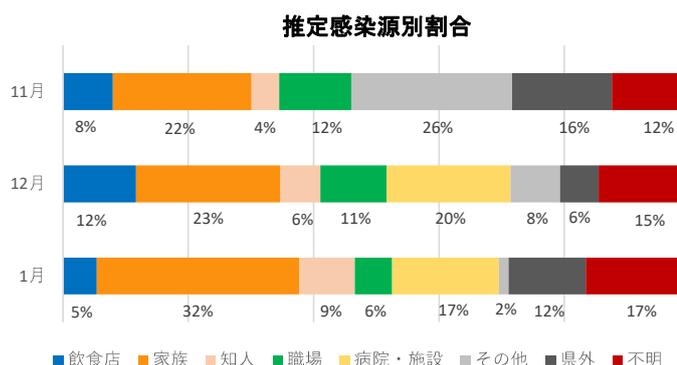
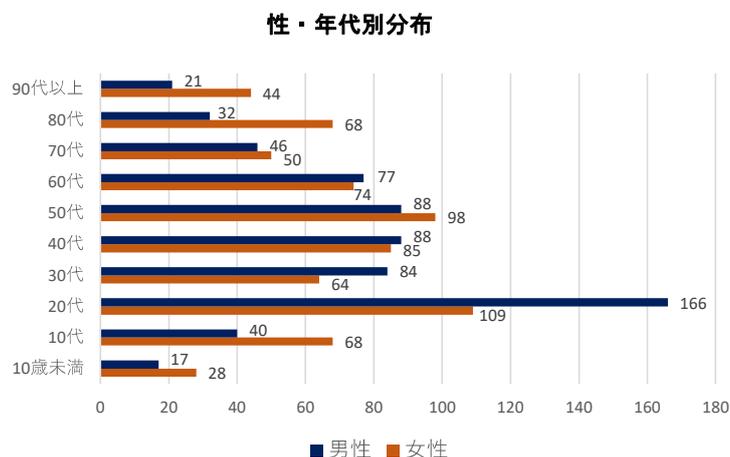
### 感染状況の概要【11月～1月】

性別			
男性	688人	女性	659人

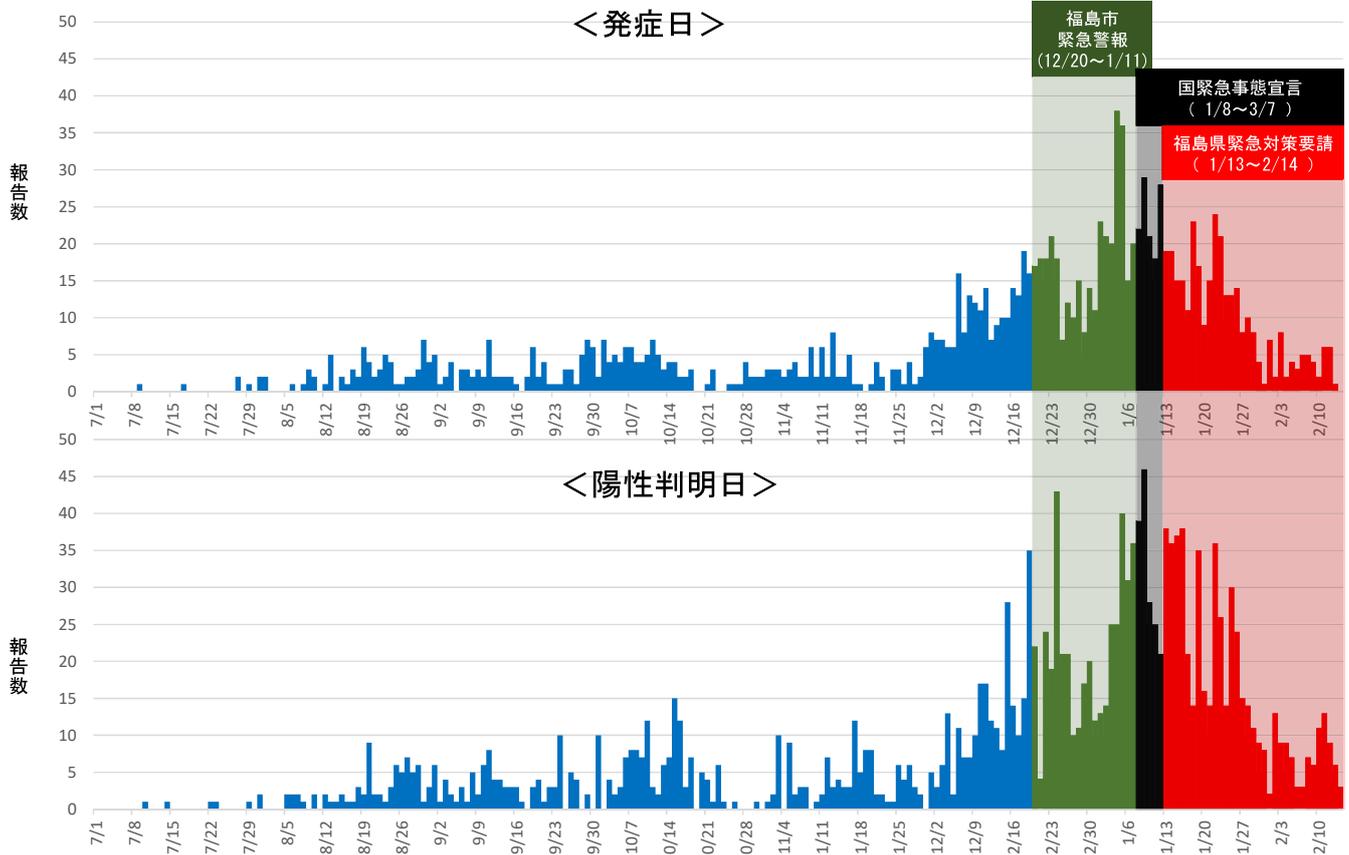
居住地域			
中通り	816人	61%	
会津	270人	20%	
浜通り	261人	19%	

推定感染源			
飲食店	104人	8%	
家族	382人	28%	
知人	103人	8%	
職場	107人	8%	
施設	223人	17%	
その他	77人	6%	
県外	141人	11%	
不明	210人	16%	

検査時点での症状			
有症状	1,013人	75%	
無症状	334人	25%	



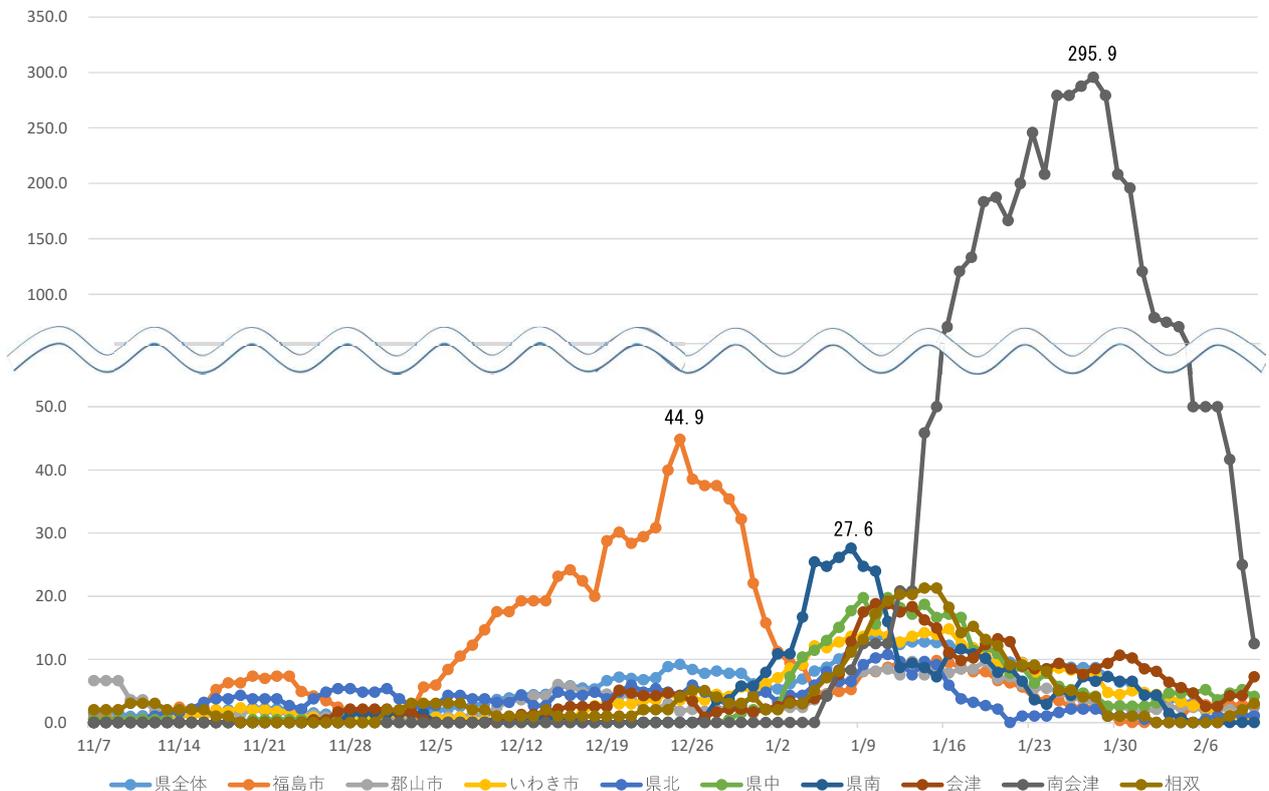
## 新規陽性者の推移（県全体）



- ・ 12月以降、新規陽性者数が著しく増加し、12月及び1月は大規模に感染が拡大した。
- ・ 12月及び1月に発生した大きな波は、1月上旬をピークに減少傾向にある。

P 3

## 週・人口10万人あたりの新規陽性者数（保健所別）

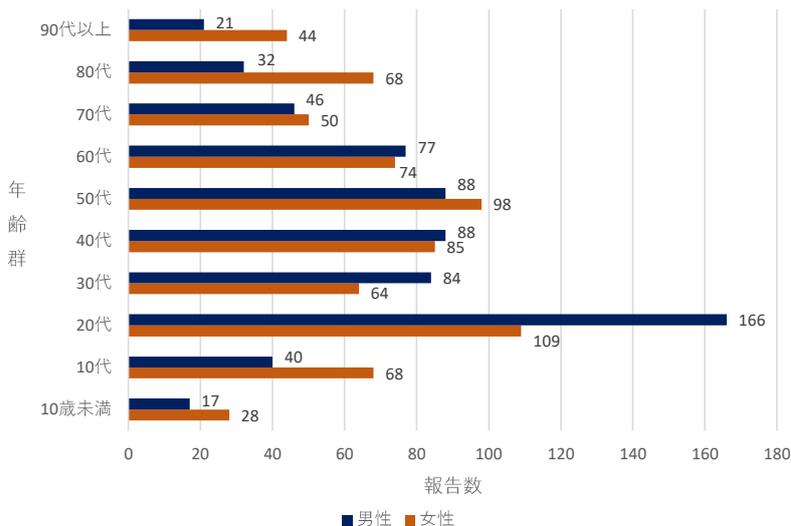
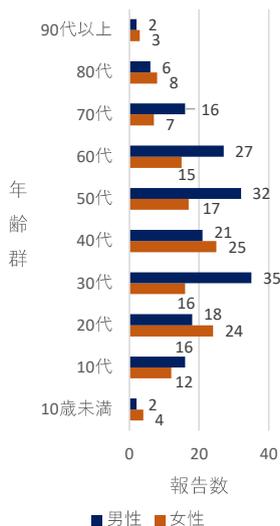


- ・ 福島市では12月25日時点で過去1週間の発生数が人口10万人あたり44.9人となった。
- ・ 年明け1月は、福島市以外でも感染が拡がり、さらに感染者が急増した。
- ・ 県南地域では飲食店のクラスターが発生し1月8日時点で27.6人となった。
- ・ 南会津地域では高齢者等施設でクラスターが発生し1月28日時点で295.9人となった。

## 性・年代別分布（県全体）

【7月～10月判明分】

【11月～1月判明分】



	全体	男性	女性
平均値	45.6歳	46.9歳	43.9歳
中央値	45.0歳	48.0歳	43.0歳

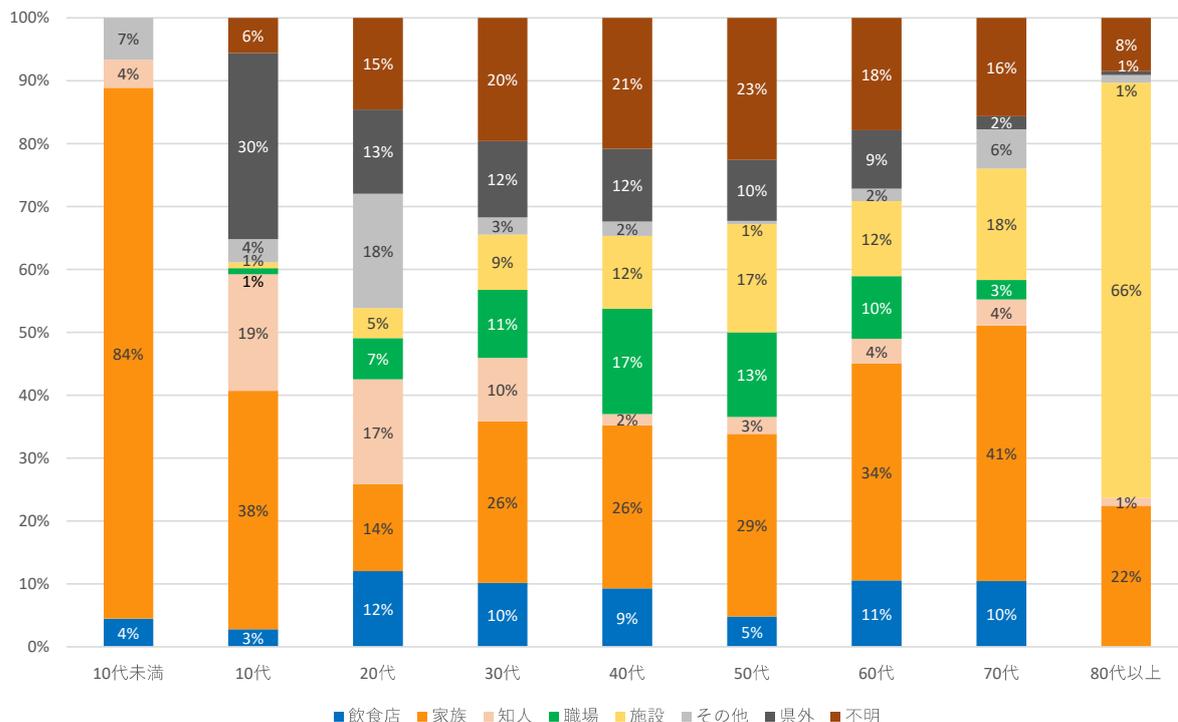
	全体	男性	女性
平均値	46.7歳	44.5歳	48.8歳
中央値	46.0歳	42.0歳	49.0歳

- ・各年齢層で陽性者が報告されている。
- ・前回（7月～10月）と比較しても、男女ともに20代の陽性者が最も多く、若い世代での感染拡大がみられた。
- ・発生したクラスターの構成から、10代女性、20代男性、80代以上女性で増加した。

P 5

## 年代別感染経路（県全体）

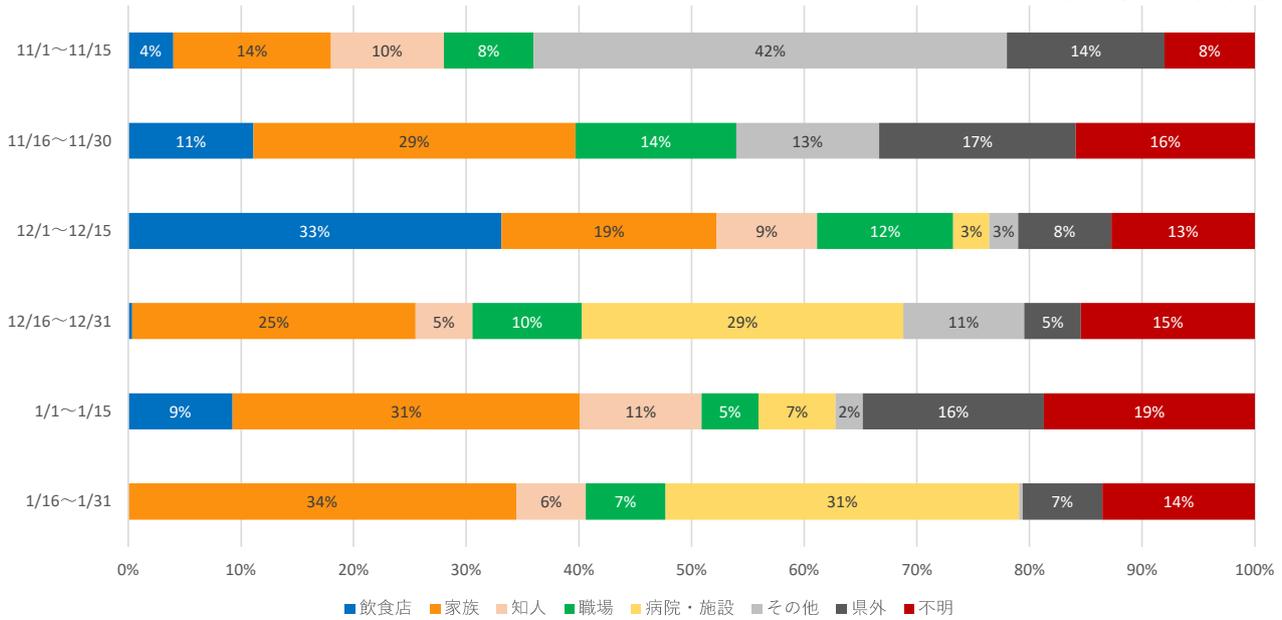
【11月～1月判明分】



- ・10歳未満及び10代は、家族内で感染する割合が最も高かった。
- ・20代は、飲食店、知人で感染した事例が多かった。
- ・80代以上の感染経路は、病院や高齢者施設等でクラスターの発生を背景に、施設の割合が最も高かった。

## 推定感染源別割合（県全体）

【11月～1月判明分】



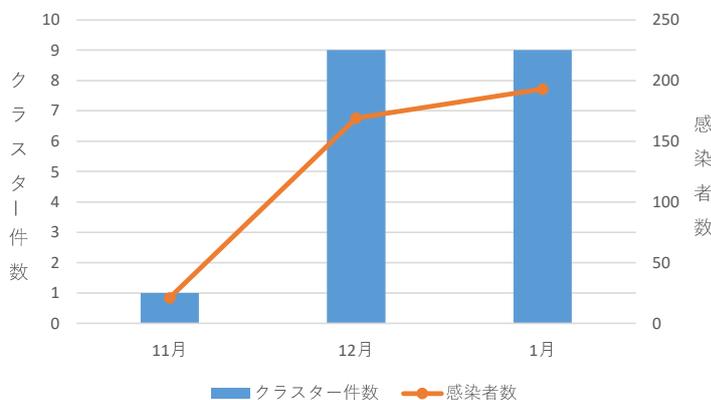
- ・ 11月後半は県外を感染源とする陽性者や感染源不明者の割合が多かった。
- ・ 12月前半は、福島市のクラスターなどを背景に飲食店を感染源とする陽性者が3割を超えた。
- ・ 12月後半は、クラスターを背景に病院・施設を感染源とする陽性者の割合が多かった。
- ・ 1月前半は、帰省等による人の動きが活発化した背景から家族や県外を感染源とする陽性者や感染源不明者の割合が多かった。
- ・ 1月後半は、南会津のクラスターを背景に病院・施設を感染源とする陽性者割合が多かった。

P 7

## クラスター発生状況

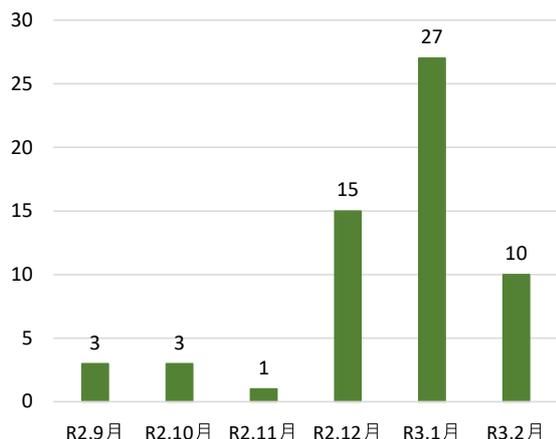
分類	クラスター件数	感染者数	感染者数 ／件数
医療・福祉施設	9	203	22.6
飲食関連	5	77	15.4
教育施設	3	86	28.7
職場関連	1	8	8.0
その他	1	9	9.0
総計	19	383	20.2

※令和2年11月1日～令和3年2月9日

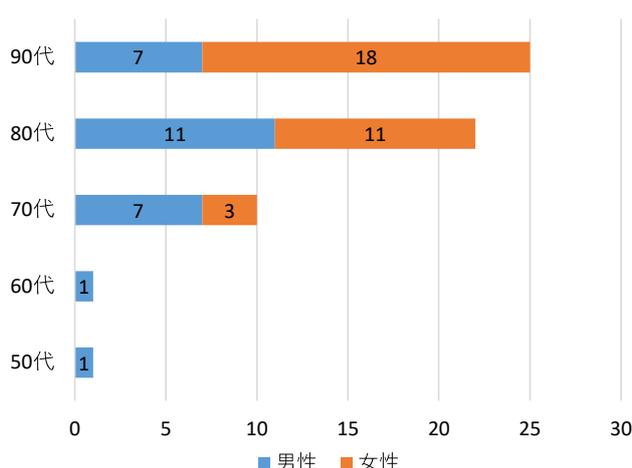


- ・ 12月後半は、クラスターを背景に病院・施設を感染源とする陽性者の割合が多かった。
- ・ 1月前半は、帰省等による家族や県外を感染源とする陽性者や感染源不明者の割合が多かった。
- ・ 1月後半は、南会津のクラスターを背景に病院・施設を感染源とする陽性者割合が多かった。

死亡症例の月別推移



死亡症例の年代別内訳



- ・陽性患者1,795例のうち、死亡は59例（3.3%）（2月9日判明分まで）
- ・月別推移では、病院や高齢者施設でのクラスター発生を背景に、12月・1月の件数が増加
- ・死亡者の内訳は、男性27例、女性32例
- ・死亡者の平均年齢は、86.0歳（男性82.5歳、女性89.0歳）
- ・死亡症例には院内・施設内感染による症例が75%を占めており、それらの多くが他の疾患を原疾患としての死亡となっている

11月から1月の感染事例

① 飲食店における感染

- ・＜**大人数・長時間の飲み会**＞マスクをせず大声で会話、箸やコップの使い回し、人との距離が近くなるなど、飲酒が伴うことで感染対策がおろそかになりがち。
- ・＜**カラオケ**＞マスクなし、消毒せずマイクの使い回し、対面・近接して歌うなどにより、飛沫感染しやすい。
- ・感染した従業員や客が他の飲食店を往来し感染が拡がり、周辺の店舗へ感染が連鎖する事例あり。
- ・来客同士による別グループへの感染事例あり。
- ・換気等の店舗の感染対策が不十分である場合は要注意。



② 自宅での飲み会・パーティーでの感染

- ・いわゆる“宅飲み”や、ホームパーティーにおいて、換気が不十分であったり、マスクなし、箸やコップの使い回し、大皿での料理提供、人との距離が近くなるなど、感染対策が不十分な状況になりやすい。



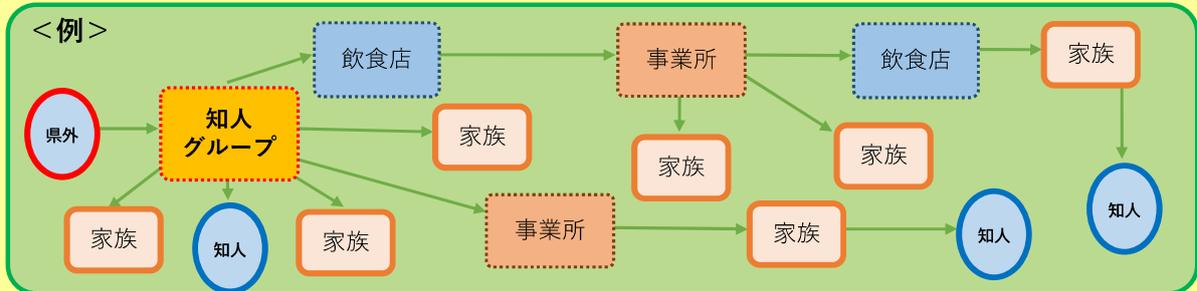
③ 大学・専門学校、若年層における感染

- ・学校行事や打ち上げ等において、大人数や長時間一緒に過ごすなかで感染対策が不十分であったことにより感染。
- ・宿泊が伴う合宿などにおいては、接触の機会が増えることから感染が拡がりやすい。
- ・大会参加や旅行などで、感染拡大地域への往来による感染例があり、やむを得ない場合を除き、不要不急の往来は慎重な判断が必要。



#### ④ 感染が連鎖し、重症化リスクの高い高齢者に感染が疑われる事例

- ・きっかけは身近な飲食等でも、二次感染で家族や知人・同僚へ、さらに三次、四次感染への連鎖も確認されている。
- ・感染の連鎖の先に、医療機関や高齢者施設の従事者に拡がる場合もあり、院内・施設内感染につながる危険性が高い。



#### ⑤ 帰省や仕事により県外の方から感染し、家族や職場に感染が拡大

- ・帰省や仕事により県外から感染が広がった例が多く見られた。大丈夫だろうと思った人（親戚・知人等）であっても、気の緩みによりマスクなしでの会話や感染対策のない飲食などを行ったことで感染が拡大した可能性が考えられ、普段一緒にいない人と過ごす場合は注意が必要。
- ・帰省時の感染から、父母の職場、高齢の祖父母に感染拡大した事例あり。



P 11

#### ⑥ 発熱、咳等の症状がある中で出勤し、職場で感染が拡大

- ・体調に異変を感じながらも、業務多忙等で休暇を取りにくいなどの理由により勤務を継続し感染。
- ・昼食・休憩など場面の切り替わりで気が緩み、近距離・マスクなしで会話したことにより感染。
- ・接客業において、人との距離が近くなることが避けられない状況で、感染対策が不十分であった事により感染。



#### ⑦ 高齢者施設における感染

- ・通常の感染対策はとっていたが、近接したケアを行う場合の感染対策が不十分な状況において、利用者が着用していたマスクを不意に外してしまい感染。
- ・体調に異変を感じながらも、勤務シフトに穴を開けられない等の理由により職員が勤務を継続してしまったことで感染が拡大。
- ・利用者に他の疾患があるため、症状による区別がつかず感染の発見が遅れた。
- ・利用者が複数の施設のサービスを利用していたことにより、それら施設へ感染拡大が疑われる事例あり。



県外からの感染や飲食をきっかけとした感染が、二次感染・三次感染へと連鎖し、病院や高齢者施設に拡がると、多くの基礎疾患のある方や高齢者が重症化したり死に至るおそれがある。またこうした患者に対応する病院の負荷も増大し、ひいては医療提供体制の維持に影響することから、一人一人が厳重な警戒と慎重な行動をとる必要がある。

### ① 飲食店での会食によるクラスターの発生

→同一のグループだけでなく、居合わせた別のグループに感染する事例も生じるなど、飲食の場においては、少人数・短時間・普段一緒にいる人と過ごす、適度な酒量など、慎重な行動が求められるほか、感染対策がなされた店舗を利用することが重要である。

### ② 二次感染・三次感染への連鎖

→自身の行動が二次感染・三次感染につながることもあるため、自身が感染しないよう注意するだけでなく、他の人にうつさない意識が重要である。自分の周りには、重症化リスクの高い高齢者、基礎疾患のある方はいないと思っても、自分の身近な人はそうとは限らないことに注意が必要。

### ③ 病院、高齢者施設等におけるクラスターの発生

→病院、高齢者施設等で陽性者の発見が遅れないよう、日頃の健康状態の観察などにより早期発見できる体制が重要であるとともに、感染の入り込みを防ぐため、職員等が感染しないよう、その家族、同居人、知人は注意が必要。また、異常を感じたときの対応方針を事前に確認しておく等、陽性者が出た場合に早期に対応できる体制の構築が重要である。

## 基本的対処方針の主な変更内容について (まん延防止等重点措置)

### 1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部が改正され、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）が新たに設けられた。

#### (まん延防止等重点措置の実施の考え方)

都道府県の特定の区域において感染が拡大し、当該都道府県全域に感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあると認められる事態が発生していること（特に、分科会提言におけるステージⅢ相当の対策が必要な地域の状況になっている等）を踏まえ、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断。

また、都道府県がステージⅡ相当の対策が必要な地域においても、当該都道府県の特定の区域において感染が急速に拡大し、都道府県全域に感染が拡大するおそれがあると認められる場合や、都道府県がステージⅢ相当の対策が必要な地域において、感染が減少傾向であっても、当該都道府県の特定の区域において感染水準が高い又は感染が拡大しているなど、感染の再拡大を防止する必要性が高い場合に、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断。

#### (まん延防止等重点措置の終了の考え方)

都道府県の感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況（特に、まん延防止等重点措置を実施している区域の感染状況が、都道府県全域に感染を拡大させるおそれがない水準か等）を踏まえて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断。

### 2. 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

#### (1) まん延防止

##### (重点措置区域における取組)

重点措置区域である都道府県においては、基本的な感染防止策等に加え、以下の取組を行う。

また、都道府県知事は、区域を指定するに当たって市町村単位や一定の区画を原則とするなど、区域、期間及び業態を定めるに当たっては、効果的な対策となるよう留意。

- ① 飲食店に対する営業時間の短縮の要請（法第31条の6第1項等）
- ② 業種別ガイドラインを遵守するよう要請（法第24条第9項）
- ③ 上記により営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないよう、住民に対する要請等（法第31条の6第2項等）
- ④ 住民に対する日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛等の協力要請（法第24条第9項）
- ⑤ 催物（イベント等）について、主催者等に対して、別途通知する目安を踏まえた規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）を設定し、その要件に沿った開催の要請（法第24条第9項）

政府は、地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」により、飲食店に対して営業時間短縮要請等と協力金の支払いを行う都道府県を支援する。

## (2) その他

### (罰則について)

罰則が設けられている措置については、患者や関係者の人権に十分に配慮し、まずは当該措置の趣旨や必要性を患者等に丁寧に説明し、理解・協力を得られるようにすることを基本とするとともに、**罰則の適用は、慎重に行うものとする。**

# 大学・専門学校の学生のみなさんへのお願い

感染リスクが高まる**5つの場面**に注意して慎重に行動しましょう。

特に ① **大人数、長時間の飲み会**

② **感染防止対策が徹底できないサークル活動**

③ **緊急事態宣言対象地域を始めとする感染拡大地域への旅行や帰省**

などの感染リスクの高い行動を控えましょう。

## 場面1 飲み会、懇親会

- お酒の席では**大きな声**になりやすい。
- 長い時間、狭い空間に滞在しやすい。
- 回し飲みや箸などの使い回しが感染リスクを高めます。



## 場面2 大人数、長時間の食事

- 長時間の飲食、はしご酒などは感染リスクが高くなります。
- **5人以上**では大きな声になりやすい。



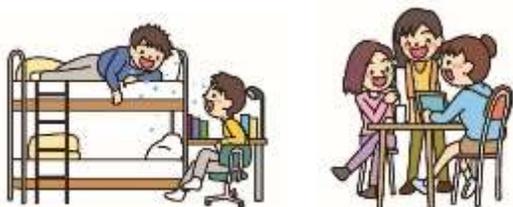
## 場面3 マスクをつけないで会話

- **マスクを外して、近距離の会話は、飛沫感染の可能性を高めます。**
- 友人とのカラオケや車やバスなどの車中での会話も注意が必要です。



## 場面4 共同生活

- 閉鎖空間で長時間過ごすことは感染リスクが高まります。
- 寮やトイレなどの共用部分での感染もあります。



## 場面5 休憩室、喫煙室など

- 場所が切り替わると気の緩みや環境が変わり、感染リスクが高まることもあるため注意が必要です。
- **サークル活動の休憩時間など**



## 令和2年度2月補正予算の概要

&lt;一般会計&gt;

(単位：千円)

## 1 新型コロナウイルス感染症対策

計 8,451,136

## 主な内訳

## (1) 入院病床の確保 (新型コロナウイルス感染症対策本部：医療対策班)

9,973,208

新たな病床の確保や病床区分の見直しによる単価の変更に伴う増額を行い、医療提供体制を整えるための入院病床を確保する。

## (2) 医療従事者への手当金の支給 (保健福祉部：医療人材対策室)

県独自

528,498

医療従事者を支えるために支給している手当金について、感染患者数の増加や検査体制の強化に伴い対象者数の増加が見込まれるため増額する。

## (3) 生活福祉資金貸付等補助事業 (保健福祉部：社会福祉課)

国の補正予算活用

3,076,000

国の第3次補正予算により期間が延長された生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付について増額を行い、収入が減少した世帯の資金需要に対応する。

## (4) 観光周遊宿泊支援対策事業 (観光交流局：観光交流課)

県独自

81,050

宿泊割引を再開した後の需要増加に速やかに対応するための経費を追加し、宿泊施設の利用促進による観光需要の回復を図る。

## (5) 感染症拡大防止協力金や支援金などの減額 (商工労働部：商工総務課)

▲2,916,731

令和2年4月から5月に実施した休業等の要請に伴う事業者への協力金や支援金、売上が減少した事業者への給付金や交付金などについて、所要見込みにより減額する。

## (6) 社会福祉施設への慰労金や支援金などの減額

(保健福祉部：高齢福祉課、障がい福祉課　こども未来局：児童家庭課)

▲2,660,641

社会福祉施設に勤務する職員へ支給した慰労金や、感染防止対策のための支援金について、所要見込みにより減額する。

(以下、略)